

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 3 月 1 日

審査機関名 社団法人 日本能率協会

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	ゆきぐに森林組合におけるバイオマスボイラー導入による CO2 削減事業
排出削減事業者名	ゆきぐに森林組合
排出削減共同実施事業者名	十日町市
事業実施場所	ゆきぐに森林組合 新山工場（仮称） （新潟県十日町市松之山小谷 68 番地 2）
事業の概要	本事業では、排出削減事業所における蒸気製造用の熱源としてバイオマス（廃菌床・おが粉）を燃料とするボイラー設備を新設することにより、化石燃料の蒸気ボイラーで蒸気製造を行う場合に比べて、化石燃料の消費量を抑制し、CO2 を削減する。
排出削減量の計画	●方法論 001-A 2011 年度： 316 tCO2/年 2012 年度： 542 tCO2/年 （事業実施期間合計 858 tCO2）
国内クレジット 認証期間	開始日 2011 年 9 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001-A ボイラーの新設

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>排出削減実施者事務所にて、事業の実施サイトの確認、新設設備の設置場所の確認等を通じ、当排出削減事業の場所が日本国内であることを確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所： 新潟県十日町市松之山小谷 68 番地 2 排出削減事業者への現地審査日付：2011 年 2 月 18 日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認している。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業は、新設の方法論のため該当しない。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、4.7 年であることを確認し、投資回収年数計算の根拠データである関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 排出削減事業者は、管轄区域の森林整備の他、木材加工・きのこ栽培等を実施している。今回、新たな工場の建設にともない導入するボイラーの選定時に、事業者は林業に携わっていること、新工場周辺が森林であるため石油エネルギーを使用しないことを考え、環境に優しいバイオマスボイラーを導入するに至ったことを現地審査時に確認している。 また、排出削減事業所がある十日町市は、市内の CO2 の大幅な削減と地域の活性化を進めるために、市の施設だけでなく、民間企業にも積極的に国内クレジット制度に参加することを勧めている。当該事業所も制度参加を勧められており、国内クレジット制度に参加することで、バイオマスボイラーの導入という省エネ事業がクレジット創出につながる可能性があることや、取引先や周辺地域への PR 効果につながるということが、制度参加に至った理由であることも併せて現地審査時に確認している。</p>

自主行動計画に参加していない者により行われること	排出削減事業者への質問等により当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>●方法論 001-A ボイラーの新設</p> <p>適用条件 1 については、バイオマスを主たる燃料とするボイラー新設である。</p> <p>適用条件 2 については、新設するボイラーはバイオマス（廃菌床・おが粉）を主とする燃料のため、ボイラー効率の改善には問われていない。</p> <p>適用条件 3 については、当排出削減実施場所は、事業実施後のボイラーで生産した蒸気または温水は自家消費のみに使用していることを確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれヒアリングと根拠資料により確認した。ベースラインエネルギー使用量は、事業実施後に想定される生成熱より求められている。</p> <p>3) 方法論 001-A において、ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>4) 本事業で使用するバイオマス燃料の輸送及び補機に係るリーケージ排出量については、本排出削減事業の排出削減量の 5% に満たないことを、関係者へのヒアリング及び根拠資料の閲覧により確認した。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

- ・ボイラーの燃料であるバイオマスは、排出削減事業所内できのこを生産した際に発生する廃菌床と事業者が管轄する森林の間伐材を加工した時に発生するおが粉を使用することを排出削減事業者への質問により確認している。

以上